

短答式試験問題集 [刑事系科目]

[刑事系科目]

[第 1 問] (配点 : 3)

判例の立場に従って次の【事例】の甲の罪責について検討した場合、後記 1 から 5 までの各記述のうち、正しいものはどれか。(解答欄は、[1])

【事例】

甲は、女子中学生を自動車に乗車させるなどしてホテルの一室に連行し、睡眠薬を服用させて熟睡させた上、同女にわいせつな行為をすることを企て、自動車を運転中に見かけた女子中学生乙(14 歳) に対し声を掛け、「君のお母さんが交通事故に遭って病院に運ばれた。私は病院から頼まれて君を迎えに来た。お母さんのいる病院まで連れて行ってあげるから車に乗って。」と虚偽の事実を述べた。甲の言葉を信じた乙が甲運転車両の後部座席に乗車すると、甲は、同車を運転して同所から約 10 キロメートルの地点にあるホテル A に向かった。甲は、同車を走行中、信号待ちをしている間にあらかじめ用意しておいた缶飲料を開け、密かに睡眠薬を混入させた上、「飲むと落ち着くよ。」と述べて乙に手渡した。乙は、甲から手渡された睡眠薬入りの缶飲料を飲むと間もなく眠り込んだ。

甲は、乙を自動車に乗車させてから約 30 分後にホテル A に到着すると、眠り込んだままの同女を抱きかかえて同ホテルの一室に連れ込み、ベッドに横たえた上で部屋の出入口ドアを施錠したところ、同女が目を覚ました。乙は、母親が入院している病院ではなくホテルの一室に自分が連れ込まれていることに気付き、室外に逃げ出すため出入口ドアに近づこうとした。甲は、わいせつな行為を乙が熟睡している間にすることで犯行の発覚を免れようと計画していたことから、同女が目を覚ました以上わいせつな行為は断念せざるを得ないが、捕まらずに逃げるために、自分の間同女を室内にとどめて人と接触させないようにしなければならないと考えた。そこで、甲は、出入口ドアの前に立ちふさがり、乙が出入口ドアに近づくのを妨げるとともに、同女に対し「部屋の中で大人しくしている。外には見張りがあるので逃げようとしても無駄だ。勝手に部屋から出ようとしたら痛い目に遭わせてやる。」と述べて同女を脅した上で、同女を残して 1 人で部屋を出て、そのまま自動車を運転してホテル A から立ち去った。

乙は、甲に脅されたため、勝手に室外に出ると暴力を振るわれるのではないかと恐れて室内にとどまっていたが、目を覚ましてから約 1 時間後に意を決して出入口ドアを開けたところ見張りなどいないことに気付き、室外に出て同ホテルのフロントに助けを求めた。

1. 未成年者誘拐罪(刑法第 224 条)、わいせつ目的誘拐罪(刑法第 225 条)、監禁罪(刑法第 220 条) 及び脅迫罪(刑法第 222 条第 1 項) が成立する。
2. わいせつ目的誘拐罪、監禁罪及び準強制わいせつ未遂罪(刑法第 179 条、第 178 条第 1 項) が成立する。
3. 未成年者誘拐罪、監禁罪及び準強制わいせつ未遂罪が成立する。
4. わいせつ目的誘拐罪、脅迫罪及び準強制わいせつ未遂罪が成立する。
5. 未成年者誘拐罪及び監禁罪が成立する。

[第 2 問] (配点 : 3)

次の【事例】について、甲及び丙の行為がいずれも傷害罪の構成要件に該当するとした上で、後記の【見解】 ないし を採って検討した場合、後記 1 から 5 までの各記述のうち、正しいものはどれか。(解答欄は、[2])

【事例】

甲は、自分に向けてけん銃を構えた乙から、「そこで腕を縛られて座っている丙の右腕をバットで殴って骨折させる。そうでないとお前を射殺する。」と告げられたので、やむを得ず乙の指示に従って丙の右腕を目掛けてバットを振り下ろしたところ、丙は、殴打されるのを避けるためにや

むを得ず、バットを持った甲の右腕を蹴り上げた。甲は、丙に蹴られたため右腕を骨折し、丙は、甲が振り下ろしたバットが軽く接触したにとどまったため、右腕に軽い打撲傷を負ったものの、骨折は免れた。

【見 解】

． 刑法第37条第1項は、違法性阻却事由を定めたものである。ただし、形式的に同条同項の要件を充たす場合でも、犯罪者に利用されるなど、行為者が不法を行う側に立っているようなときは、同条同項の適用は認められない。

． 刑法第37条第1項は、違法性阻却事由を定めたものである。犯罪者に利用されるなど、行為者が不法を行う側に立っていたとしても、同条同項の要件を充たす場合には、同条同項の適用は認められる。

． 刑法第37条第1項は、原則として違法性阻却事由を定めたものであるが、被侵害法益と保全法益とが同価値である場合は責任阻却事由を定めたものである。ただし、形式的に同条同項の要件を充たす場合でも、犯罪者に利用されるなど、行為者が不法を行う側に立っているようなときは、同条同項の適用を認めるべきではない。

． 刑法第37条第1項は、原則として違法性阻却事由を定めたものであるが、被侵害法益と保全法益とが同価値である場合は責任阻却事由を定めたものである。犯罪者に利用されるなど、行為者が不法を行う側に立っていたとしても、同条同項の要件を充たす場合には、同条同項の適用を認めてよい。

1. の立場によれば、甲の行為も丙の行為も違法性が阻却される。
2. の立場によれば、甲の行為も丙の行為も違法性が阻却される。
3. の立場によれば、甲の行為も丙の行為も責任が阻却され得るにとどまる。
4. の立場によれば、甲の行為も丙の行為も違法性が阻却される。
5. の立場によれば、甲の行為も丙の行為も責任が阻却され得るにとどまる。

〔第3問〕(配点：2)

教授と学生A及びBが、刑法第110条の建造物等以外放火罪の成立要件である「公共の危険」に関する議論をしている。次の【発言】中の から までの()内から適切な語句を選んだ場合、その組合せとして正しいものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[3])

【発言】

教授. 刑法第110条第1項に規定される建造物等以外放火罪は、条文上「公共の危険」の発生を要求していますが、Aさんは、この「公共の危険」の内容について、どのように考えますか。

学生A. 私は、「公共の危険」とは、(a. 現住建造物等又は他人所有の非現住建造物等に対する延焼の危険・ b. 現住建造物等又は他人所有の非現住建造物等に限定せず、不特定又は多数の人の生命、身体又は財産に対する危険)をいうと理解しています。

教授. Aさんの考え方は、判例の立場と同じですね。

学生A. はい、そうです。

学生B. 私は、判例の立場には反対しています。Aさんの考え方だと、例えば、犯人が小さなゴミ箱1個に放火した際、たまたまその横に置き忘れられていた不特定人の小さな物品1個に延焼の危険が発生しても、「公共の危険」が発生したとされかねず、不当な結果にならないでしょうか。

学生A. 私の立場に立っても、各事案ごとの具体的状況の中で火災に基づく危険の拡大作用が認められるかどうかを判断することになると思います。

教授. 次に、建造物等以外放火罪が成立するためには、「公共の危険」の認識が必要かどうかについて議論しましょう。

学生B. 私は、「公共の危険」の認識は、(c. 必要・ d. 不要)と考えます。なぜなら、(e. 刑法第110条の条文の文言が「よって公共の危険を生じさせた」となっている・ f. 責任主義の原則から考えて結果的責任は否定されるべきである)からです。

学生A. しかし、あなたの考えでは、(g. 實際上、現住建造物等放火罪又は他人の所有の非現住建造物等放火罪の未必の故意が認められてしまう・ h. 基本犯が不可罰である行為の結果的加重犯を認めることになる)という問題が生じませんか。

学生B. 私の立場でも、刑法第110条における「公共の危険」の認識内容について、延焼の危険の認識と区別することは可能だと考えます。

教授. この点に関するあなたの考え方は、判例と同じですか。

学生B. 私は、判例に(i. 賛成・ j. 反対)する立場です。

1. a d f h i
2. a d e g j
3. b c e h j
4. b d e g i
5. b c f g j

〔第4問〕(配点：2)

刑法上の過失に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものはどれか。(解答欄は、[4])

1. 行為者が構成要件的结果発生の認容を欠く場合を認識のない過失といい、その認容がある場合を認識のある過失という。
2. 業務上過失傷害罪について通常の過失傷害罪より重い法定刑が定められているのは、業務上の過失が通常の過失より重大な結果を引き起こすことが多いためであるから、生じた結果が軽微な場合は業務上過失傷害罪は成立せず、過失傷害罪が成立し得るにとどまる。

3. 重過失とは、注意義務違反の程度が著しい場合をいい、行為者としてわずかな注意を用いることによって結果を予見でき、かつ、結果の発生を回避することができる場合の過失をいう。
4. 被害者が不適切な行動に出ないことを信頼するに足る事情があり、その被害者の不適切な行動によって結果が発生した場合は、過失相殺が適用されるから、行為者の注意義務違反の程度が著しい場合であっても重過失が認められることはない。
5. 構成要件的结果を惹起させた直接行為者について、これを監督すべき立場にある監督者の過失を、監督過失という。監督過失を認めるには、直接行為者に構成要件的结果発生の予見可能性があれば足り、監督者にはその予見可能性は必要とされていない。

〔第5問〕(配点：3)

盗品等に関する罪についての次のアからオまでの各記述を判例の立場に従って検討した場合、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[5])

- ア. 甲は、乙がAを欺いて、乙の不動産に設定していたAの抵当権の設定登記を抹消させたことを知りながら、乙の不動産を譲り受けた。この場合、甲には盗品等有償譲受け罪が成立する。
 - イ. 甲は、購入した絵画について、購入後盗品であることを知ったが、そのまま自宅の応接間に飾り続けた。この場合、甲には盗品等保管罪は成立しない。
 - ウ. 甲は、乙から、乙が盗んだ時計の処分に困り、盗んだ時計を誰かに無償で譲りたいとの相談を受け、時計を欲しがっていたAを乙に紹介した。この場合、甲が乙からあっせん料をもらったとしても、甲には盗品等有償処分あっせん罪は成立しない。
 - エ. 甲は、丙が窃取して乙に売却したつぼを、これが盗品であることを知りながら、乙から購入した。この場合、丙の窃盗行為について公訴時効が成立していれば、甲には盗品等有償譲受け罪は成立しない。
 - オ. 甲は、乙がAに賃貸していた車を、賃貸借契約期間中であるにもかかわらず、乙が合鍵で勝手に引き上げてきてしまったものであることを知りながら、これを乙から借り受けて自己の車庫に保管した。この場合、車の所有権が乙にあったとしても甲には盗品等保管罪が成立する。
1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

〔第6問〕(配点：3)

次の【記述】の中の から までの()内に、狭義の共犯(教唆犯及び幫助犯)が成立するための要件に関する後記のAからDまでの各【見解】から適切なものを入れた場合、()内に入るものの組合せとして正しいものは、後記1から5までのうちどれか。なお、一つの()内に二つ以上の見解が入る場合もある。(解答欄は、[6])

【記述】

()とする見解によれば、12歳の乙が、甲に唆されたことにより、V方から現金を盗んだという事例では、甲に窃盗罪の教唆犯が成立する可能性があるが、()とする見解によると、甲に窃盗罪の教唆犯が成立する余地がないことになる。また、甲が、故意のない乙を唆して、ある故意犯に当たる行為を実行させた場合、故意が構成要件の要素であるとするれば、()とする見解に立たない限り、甲には教唆犯は成立しないことになる。さらに、乙とVが殴り合っているのを発見した甲が、かねてからVに対する反感を持っていたことから、乙をしてVに怪我を負わせる意図で乙に木刀を渡したところ、乙がその木刀でVを殴って怪我を負わせたが、実は乙はVから突然襲われてやむを得ず殴り合いになったもので、乙には正当防衛が成立するという事案の場合、()とする見解に立てば、甲には傷害罪の幫助犯が成立する可能性があるが、()とする見解に立つと、甲には傷害罪の幫助犯は成立しないことになる。

【見解】

- A. 共犯者の固有の行為としての教唆・幫助行為があれば足り、被教唆者・被幫助者が犯罪を実行したか否かは問わない。
- B. 正犯が一定の行為を行ったことを要するが、その内容としては、正犯の行為が構成要件に該当すれば足りる。
- C. 正犯が一定の行為を行ったことを要するが、その内容としては、正犯の行為が構成要件に該当し、かつ、違法であることを要する。
- D. 正犯が一定の行為を行ったことを要するが、その内容としては、正犯の行為が構成要件、違法性及び責任を備えていなければならない。

- 1. A, B, C D A A, B C, D
- 2. B, C, D A D B, C, D A
- 3. A, B C, D A B, C, D A
- 4. A, B, C D A C, D A, B
- 5. A, B C, D D A, B C, D

〔第7問〕(配点：2)

次のアからオまでの各記述について、判例の立場に従って()内から適切な語句を選んだ場合、その組合せとして正しいものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[7])

- ア. 甲は、Aが被疑者として捜査の対象となっている殺人未遂事件に関し、Aの部下でAと被害者との関係について知っているBがいずれは参考人として警察の取調べを受けることを予期しつつ、Bを隠匿した。この場合、(a. 犯人隠避罪が成立する・ b. 証拠隠滅罪が成立する)。
- イ. 甲は、汚職の罪で逃走中の友人Cから頼まれて、Cに対し、Cの留守宅の様子や家族の安否のほか、警察の捜査状況を教えた。この場合、(c. 犯人隠避罪が成立する・ d. 不可罰である)。
- ウ. 暴力団幹部である甲は、自己の犯した業務上過失致死事件について、配下の組員Dに命じて、Dを自己の身代わり犯人として警察に出頭させた。この場合、(e. 不可罰である・ f. 犯人隠避教唆罪が成立する)。
- エ. 甲は、自己が被告人となっている公職選挙法違反事件の証人となったEに対し宣誓の上で虚偽の陳述をするように依頼し、依頼どおりに虚偽の陳述をさせた。この場合、(g. 不可罰である・ h. 偽証教唆罪が成立する)。

オ. 甲は、自己が被告人となっている横領事件で有利な判決を得る目的から、事件と無関係のFに対し、被害を弁償していないのに、弁償金を受領した旨の被害者名義の領収証を作るように依頼し、これを作成させた。この場合、(i . 証拠偽造教唆罪が成立する・ j . 犯人隠避教唆罪が成立する)

1. ア a イ c ウ f エ h オ i
2. ア a イ d ウ f エ g オ i
3. ア b イ c ウ e エ h オ j
4. ア b イ c ウ f エ h オ i
5. ア b イ d ウ e エ g オ j

〔第8問〕(配点：2)

刑罰に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。(解答欄は、[8])

1. 殺人と傷害の併合罪を犯した者について、殺人につき有期懲役刑、傷害につき懲役刑をそれぞれ選択した場合、処断刑は、5年以上30年以下の懲役となる。
2. 窃盗の正犯を幫助した者について、懲役刑を選択した場合、処断刑は、1月以上5年以下の懲役となる。
3. 強盗致傷を犯した者について、有期懲役刑を選択して酌量減輕した場合、処断刑は、3年以上10年以下の懲役となる。
4. 前に禁錮以上の刑に処せられたことがあってもその執行を猶予された者が、1年以下の懲役又は禁錮の言渡しを受け、情状に特に酌量すべきものがあるときは、その執行を猶予することができる場合がある。
5. 刑の執行猶予の期間内に更に罪を犯して禁錮以上の刑に処せられ、その刑について執行猶予の言渡しがないうときは、猶予の言渡しを取り消さなければならない。

〔第9問〕(配点：2)

〔汚職の罪〕に関する次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討した場合、誤っているものはどれか。(解答欄は、[9])

1. 公務員が賄賂を受け取って、他の公務員の職務について働き掛けを行った場合、違法な行為の働き掛けがあったときのみあっせん収賄罪が成立し、他の公務員の裁量判断に不当な影響を及ぼす程度では同罪は成立しない。
2. 収賄罪において賄賂と対価関係に立つ行為は、法令上公務員の一般的職務権限に属する行為であれば足り、公務員が具体的事情の下においてその行為を適法に行うことができたかどうかは、問うところではない。
3. 公務員が自己に代わって債務を弁済してもらったことが賄賂になる場合のように、賄賂として收受した無形の利益についてはおよそ没収の対象とはならないが、金銭に換算可能であれば、その価額は追徴しなければならない。
4. 公務員が賄賂として関係業者から借金をした場合、借金という形をとっても実は金銭の贈与を受ける趣旨であれば、当該金銭は没収の対象となるが、本当に借金したにすぎない場合には、刑法第197条の5の規定によっては、受領した金銭を没収することはできない。
5. 公務員が職務上知り得た秘密を漏らすことに関し、請託を受けて賄賂を收受したものの、実際には秘密を漏らさなかった場合には、受託収賄罪が成立するが、秘密を漏らした場合には、加重収賄罪が成立する。

〔第10問〕(配点：3)

次の【事例】における甲の自首の成否に関し、後記アからオまでの各記述を判例の立場に従って検討し、正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。(解答欄は、アからオの順に〔10〕から〔14〕)

【事例】

甲は、空腹を感じたが所持金がなかったことから、飲食店Aにおいて無銭飲食をした。そして、同店店主乙から飲食代金の支払を請求されるや、乙に対し、「金はない。」と言いながら所持のナイフを乙に突き付けて脅迫し、乙がひるんだすきにその場から逃走した。

しかし、この先も生活費が手に入る見込みがなかった甲は、いっそのこと刑務所で服役して飢えをしのぐと考え直し、付近の警察署に出頭するため、上記ナイフを手に持ったまま同署の前まで歩いていった。捜査機関は、この時点でいまだ甲による上記無銭飲食の事実を認識していなかったが、同署の警察官Xは、ナイフを手に持った甲の姿を見て不審者と認め、甲に対する職務質問を開始した。甲は、その職務質問に対し、警察官Xに無銭飲食の事実を告げ、ナイフも提出した。

- ア. 自首が成立するためには、犯人が反省悔悟に出たものであることを要するから、甲のようないわゆる刑務所志願を目的とする場合には、自首は成立しない。〔10〕
- イ. 自首は自ら進んで自発的に行う必要があるから、甲のように警察官から職務質問を受け、その質問に答えて犯罪事実を申告した場合には、およそ自首は成立しない。〔11〕
- ウ. 仮に、乙の通報により捜査機関に犯罪事実が発覚し、犯人のおよその年齢・人相・服装・体格が判明していた場合には、犯人が甲であることが発覚していなくても、自首は成立しない。〔12〕
- エ. 仮に、捜査機関に犯罪事実及び甲が犯人であることが発覚しており、甲の所在だけが不明であった場合には、自首は成立しない。〔13〕
- オ. 甲が、ナイフを突き付けたのは無銭飲食をした後逃走するためであり、そのような行為が強盗という罪に当たるとは思わなかったと申告している場合には、自首は成立しない。〔14〕

〔第11問〕(配点：2)

〔業務妨害罪〕に関する次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討した場合、正しいものはどれか。(解答欄は、〔15〕)

1. 業務妨害罪における業務は、職業その他社会生活上の地位に基づいて継続して行う事務又は事業であり、経済的に収入を得る目的のものであることを要しないから、運転免許を取得した者が娯楽のために行う自動車の運転も本罪の業務に含まれる。
2. 威力業務妨害罪が成立するには、現実に執行中の業務の執行を妨害した結果が発生したことを要し、被害者に業務を中止させあるいは不能にさせたことが必要である。
3. 弁当屋に電話をかけ、弁当を受け取る意思もなく、代金を支払う意思もないのに、偽名を名のって弁当100個を注文し、これを架空の住所まで配達することを依頼して、同弁当屋の店員に弁当100個を作らせ、配達に赴かせた場合、偽計業務妨害罪が成立する。
4. 県議会の審議中、傍聴席において、大声を上げながら椅子を叩くなどして審議を中断させた場合、妨害の対象となったのは公務であるから、威力業務妨害罪ではなく公務執行妨害罪が成立する。
5. 自己の勤務する会社の上司に恨みを持ち、同人の事務機の引き出し内に犬の死がいを入れておいて同人にこれを発見させ、畏怖させた行為は、これにより同人の当日の各種決裁事務等の執行が不可能になったとしても、「威力を用いた」とはいえないから、威力業務妨害罪には当たらない。

〔第12問〕(配点：2)

因果関係に関する次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討した場合、正しいものはどれか。(解答欄は、[16])

1. 不作為犯における不作為と結果との間に刑法上の因果関係を認めるためには、不作為の後に結果の発生が認められることで足り、期待される作為をなしていたとすれば結果を避け得たことが合理的な疑いを超える程度に確実であったことまでは必要とされない。
2. 甲がVを殴打したところ、Vには重篤な心臓疾患があったため、その疾患と相まってVが死亡した場合、V自身が同疾患の存在を認識していない限り、甲の殴打とVの死亡の結果との間に因果関係を肯定することはできない。
3. 甲がVの腹部をナイフで突き刺して内臓損傷の重傷を負わせたところ、Vは救急病院に搬送されて緊急手術を受け、術後、いったん容体は安定した。ところが、意識を回復したVが、医師の指示に従わずに暴れたため、治療の効果が失われ、上記内臓損傷により死亡した。この場合、治療の効果が失われたのはVの落ち度によるのであるから、Vの内臓損傷がそれ自体死亡の結果をもたらし得るものであっても、甲の刺突行為とVの死亡の結果との間の因果関係を肯定することはできない。
4. 甲及び乙が木刀と野球のバットでVを執拗に殴打し、辛うじて逃走したVを更に殴打すべく追跡したところ、Vは、追跡を逃れようとビルの屋上に逃げ、更に約1メートル離れた隣のビルの屋上に飛び移ろうとして地上に落下して死亡した場合には、Vは自ら危険な行動を行っている以上、甲及び乙による殴打、追跡とVの死亡の結果との間に因果関係を肯定することはできない。
5. 甲が自動車を運転中、自転車に乗ったVを跳ね飛ばして自動車の屋根に跳ね上げ意識を喪失させたが、Vに気付かないまま自動車の運転を続けるうち、自動車の同乗者がVに気付き、走行中の自動車の屋根からVを引きずり降ろして路上に転倒させた。その結果、Vは頭部に傷害を負って死亡したが、Vの死因である傷害が自動車との衝突の際に生じたものか、路上へ転落した際に生じたものかは不明であった。この場合、同乗者の行為は経験上普通に予想できるところではないから、甲の行為とVの死亡の結果との間に因果関係を肯定することはできない。

〔第13問〕(配点：3)

学生AないしEは、次の【事例】における乙に対する横領罪の成否について、後記【発言】のとおり意見を述べた。乙に対する横領罪の成立を肯定する意見を述べた学生を選んだ場合、その組合せとして正しいものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[17])

【事例】

乙は、甲から、公務員丙に対し甲所有の宝石を賄賂として贈ることを依頼されてその宝石の交付を受けたが、その後、この宝石を売却してその代金を自己の用途に費消しようと考え、この宝石を売却した。

【発言】

学生A. 民法第708条にいう「給付」とは、終局的利益を与えるもの、すなわち所有権付与を意味し、甲が贈賄の目的に基づいて乙に宝石を寄託することは不法原因給付には当たらない。

学生B. 民法と刑法とでは目的が異なる。この事例では、委託者甲の側に保護に値する利益があるかどうかという視点から考えるべきであり、窃盗犯人の占有する盗品の窃取を処罰すべきであることとの均衡も考慮すべきである。

学生C. 甲から乙への宝石の交付は民法第708条の不法原因給付に当たるから、不法原因給付物である宝石の所有権は、甲が乙に対し宝石の返還を請求できないことの反射的效果として乙に帰属するに至った。

学生D. 横領罪の目的物は単に犯人の占有する他人の物であることを要件としているにすぎず、必ずしも物の給付者において民法上その返還を請求することができることを要件としていない。

学生E. 私の考えと反対の考え方を採ると、民法上宝石の返還義務のない者に宝石の返還を強制することとなり、全体としての法秩序の統一性を破ることになる。

1. A, D
2. B, C, E
3. A, B, C
4. A, B, D
5. C, D, E

(参照条文) 民法

第708条 不法な原因のために給付をした者は、その給付したものの返還を請求することができない。ただし、不法な原因が受益者についてのみ存したときは、この限りでない。

〔第14問〕(配点：3)

次のアからエまでの各事例の甲の罪責について、判例の立場に従って検討し、それぞれaないしcから正しいものを選んだ場合、その組合せとして正しいものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[18])

ア. 甲は、乙の経営する商店において偽造の1万円札を使用しようと考え、同店において、情を知らない乙に対し、価格1万円の商品の購入を申し込み、代金として偽造の1万円札を渡して同商品を得た。

a. 詐欺罪と偽造通貨行使罪が成立し、両罪は観念的競合となる。

b. 詐欺罪が成立し、偽造通貨行使罪は詐欺罪に吸収される。

c. 偽造通貨行使罪が成立し、詐欺罪は偽造通貨行使罪に吸収される。

イ. 甲は、自動車を運転中、前方不注視の過失により、同車を歩行者乙に衝突させ、乙に傷害を負わせたが、路上に転倒している乙を見て、自己の犯行の発覚を防ぐため乙を殺害しようと考え、同人を同車両で轢過し、死亡させた。

- a. 業務上過失傷害罪と殺人罪が成立し、両罪は併合罪となる。
 - b. 業務上過失傷害罪と殺人罪との包括一罪となる。
 - c. 業務上過失致死罪が成立する。
- ウ. 甲は、制服の警察官乙から職務質問を受けたが、質問されたことを不愉快に感じ、乙の顔面を手拳で殴打して傷害を負わせた。
- a. 公務執行妨害罪と傷害罪が成立し、両罪は牽連犯になる。
 - b. 公務執行妨害罪と傷害罪が成立し、両罪は観念的競合になる。
 - c. 公務執行妨害罪と傷害罪が成立し、両罪は併合罪になる。
- エ. 甲は、殺意をもって、女性乙の頸部をひもで絞めながら強姦し、同女を死亡させた。
- a. 強姦致死罪と殺人罪が成立し、両罪は観念的競合となる。
 - b. 強姦致死罪のみが成立する。
 - c. 強姦罪と殺人罪が成立し、両罪は観念的競合となる。
1. ア a イ b ウ c エ a
 2. ア b イ b ウ a エ c
 3. ア b イ c ウ a エ b
 4. ア c イ a ウ b エ a
 5. ア c イ a ウ b エ c

〔第15問〕(配点：2)

次の【事例】の甲の罪責について正しいものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[19])

【事例】

甲は、夜間、普通乗用自動車を運転し、人通りが少ない一方通行の狭い道路を進行中、右前方を歩いている女性乙がショルダーバッグを左肩に掛けているのを認め、同バッグを奪い取ろうと考え、同車で乙を追い抜きざま、運転席窓から右手を出して同バッグをつかんで引っ張った。乙は、同バッグを引っ張られた勢いで路上に転倒したものの、同バッグを奪われまいとして、そのさげひもから手を離さなかったため、甲は、乙から同バッグを奪い取るため、乙の身体を同バッグごと引きずることを認識しながらそのまま加速して運転を続けた。甲は、約20メートルにわたって乙の身体を引きずったが、乙は、同バッグから手を離さなければ、同車の車輪に巻き込まれたり、道路脇の壁に衝突するなどして重傷を負いかねないという危険を感じ、やむなくそのさげひもから手を離し、甲は、同バッグをつかんだまま同車で逃走した。乙は、前記のとおり路上を引きずられたことにより、約2週間の加療を要する右足関節捻挫等の傷害を負った。

1. 事後強盗(刑法第238条)が人を負傷させたものとして、強盗致傷罪が成立する。
2. 強盗致傷罪は成立せず、窃盗罪と傷害罪が成立する。
3. 強盗(刑法第236条第1項)が人を負傷させたものとして、強盗致傷罪が成立する。
4. 強盗罪のみが成立する。
5. 窃盗罪と業務上過失傷害罪が成立する。

〔第16問〕(配点：2)

次のアからオまでの各記述について、判例の立場に従って検討し、甲に()内の罪が成立するものは○、成立しないものは×とした場合、各記述と○・×の組合せとして正しいものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[20])

ア. 甲は、乙にわいせつな行為をすることについての乙の承諾がないのに、これがあると誤信して、乙が10歳であることを知りながら、乙に対してわいせつな行為を行った。(13歳未満の者に対する強制わいせつ罪)

イ. 甲は、乙を殺害することについての乙の承諾がないのに、これがあると誤信して、乙の首をひもで絞めて殺害した。(同意殺人罪)

ウ. 甲は、乙の居宅に入ることに乙の承諾がないのに、これがあると誤信して、乙が単身居住する乙の居宅に入った。(住居侵入罪)

エ. 甲は、乙に傷害を負わせることについての乙の承諾がないのに、これがあると誤信して、過失による事故を装って保険金を詐取するため、甲の運転する自動車を乙に衝突させ、乙に傷害を負わせた。(傷害罪)

オ. 甲は、交通違反の取締りを受けた際に乙の氏名を名乗ることについての乙の承諾がないのに、これがあると誤信して、交通違反を警察官に現認された際、乙の氏名を名乗り、交通反則切符の供述書に乙の名義で署名押印した。(有印私文書偽造罪)

1. ア ○ イ× ウ× エ× オ×
2. ア× イ ○ ウ× エ× オ
3. ア ○ イ ○ ウ× エ ○ オ
4. ア ○ イ ○ ウ× エ× オ
5. ア× イ× ウ ○ エ ○ オ×

〔第17問〕(配点：3)

次の【事例】のアからオまでの行為について、判例の立場に従って、後記の【結論】の○ないし×に分類した場合、【事例】と【結論】の組合せとして正しいものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[21])

【事例】

ア. 市議会議員選挙に際し、特定の候補者を当選させるため、後日その候補者の氏名を記載して投票の中に混入し同候補者の得票数を増加させる目的をもって、投票所管理者の保管する市議会議員選挙の投票用紙を持ち出した行為

イ. 自己が振り出した小切手を呈示されてその支払を請求された際、その支払を拒むため、相手方からその小切手を取り上げ、着衣のポケットに突っ込んでそのまま返還しなかった行為

ウ. 支払督促の債権者が、支払督促正本の送達に際し、支払督促の債務者を装い郵便配達員を欺いて支払督促正本を受領することにより、送達が適式にされたものとして支払督促の効力を生じさせ、債務者から督促異議申立の機会を奪ったまま確定させて、その財産を不正に差し押さえようとし、支払督促正本はそのまま廃棄するつもりで、郵便配達員からその交付を受け、その後同支払督促正本を廃棄した行為

エ. 銀行強盗の犯人が、犯行後逃走しようとし、銀行前の駐車場に止めてあった他人所有の自動車に乗り込み、適当な場所まで逃走した後は乗り捨てるか、あるいは崖下等に転落させる意思で、同自動車を運転してその場から走り去った行為

オ. 自己が勤務する会社のパソコンのハードディスクに記録されていたデータを自分の趣味に利用しようとし、会社内で、自己の所有するフロッピーディスクに同データをコピーした行為

【結論】

1. 毀棄隠匿罪に当たる。

- ・ 領得罪に当たる。
- ・ 毀棄隠匿罪にも領得罪にも当たらない。

1. ア イ ウ エ オ
2. ア イ ウ エ オ
3. ア イ ウ エ オ
4. ア イ ウ エ オ
5. ア イ ウ エ オ

〔第18問〕(配点：2)

次の【事例】に関する後記1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。(解答欄は、[22])

【事例】

自動車を運転していた際に交通事故を起こした甲について、精神鑑定の結果、事故当時、統合失調症に罹患し、心神耗弱の状態にあったとの鑑定意見が出されたが、裁判所は、「被告人が、統合失調症に罹患し、交通事故当時病的体験の出没があったとしても、その職業、社会生活における通常の適応が維持し得、病勢がいまだ被告人の人格、行動を圧倒し、対社会的適応を逸脱しないだけの統覚能力を保持し得る人格状態にあり、しかも、上記事故が被告人のハンドル操作の不適切を過失内容とし、事故自体がその病的体験と直接的あるいは不可避的因果関係があるとは認め難いなどの事情の下においては、被告人は心神喪失ないし心神耗弱の状態にはなく、当該事故に関する業務上過失致死傷罪についての責任能力がある」旨の判断を示した。

1. この裁判所の判断は、この事例における責任能力の判断に当たり、精神の障害という生物学的要素と、弁識能力・制御能力という心理学的要素の両方をともに基準とする混合的方法によることを前提としている。
2. この事例における責任能力の判断方法に対しては、犯行と精神の障害との因果関係が明らかである場合に限り責任能力を否定することになり、心神喪失ないし心神耗弱を認める場合が不当に制限されるおそれがあるとの批判が可能である。
3. この裁判所の判断は、同じ精神の障害の状態にありながら、ある行為については完全な責任能力を認め、他の行為については完全な責任能力を認めないという部分的責任能力を肯定する見解を前提とするものとの評価が可能である。
4. 甲の精神鑑定を行った鑑定人(精神科医)は、甲は統合失調症に罹患し、本件事故当時心神耗弱の状態にあったとの鑑定意見を述べているが精神科医の鑑定意見と異なるからといって、この裁判所の判断が誤りであるとはいえない。
5. 責任能力については、個々の行為から離れて一般的に判断できる行為者の属性であるとする見解と、個々の行為ごとに個別的に判断できる行為の属性であるとする見解とがあるが、この裁判所の判断は、前者の見解に基づくものと考えられる。

〔第19問〕(配点：3)

次のアからオまでの各記述について、甲に()内の犯罪が成立する場合には1を、成立しない場合には2を選びなさい。(解答欄は、アからオの順に[23]から[27])

- ア. 甲は、自ら不正に作成した偽造有印公文書である自動車運転免許証を携帯して自動車を運転中、制限速度違反を警察官Xに現認され、自動車運転免許証の提示を求められたので、どのみち免許証の偽造が発覚するであろうとあきらめ、偽造したものである旨申告して前記偽造に係る自動車運転免許証をXに提示した。(偽造有印公文書行使未遂罪)[23]
- イ. 甲は、Aとのタレント契約交渉に際し、甲経営の会社の資産や経営状況を疑っていたAを安心させてその信用を確保するため、別のタレント用の支度金だと言って、自ら不正に作成した偽造小切手を真正なものとしてAに見せた。(偽造有価証券行使罪)[24]
- ウ. 甲は、遊び仲間のBにクレジットカードの借用を申し込まれたところ、見栄を張りたい気持ちから断れないままにこれを承諾したが、実際にはカードは所有しておらず、そのため、自ら不正に作成した自己名義の偽造クレジットカードを真正なクレジットカードとしてBに貸し渡した。(不正電磁的記録カード貸渡し罪)[25]
- エ. 甲は、事務所として使用しているマンションの家主に対し、滞納している家賃を確実に返済できることを証明してその信用を得るための手立てとして、甲がC社に対して多額の債権を有していることを示すべく、自ら不正に作成した偽造有印私文書であり、貸主甲、借主C社とする両者名義の金銭消費貸借契約書を、真正な文書として司法書士Dに示し、同契約書に基づく公正証書の作成の代理嘱託を同人に依頼した。(偽造有印私文書行使罪)[26]
- オ. 甲は、約束手形を偽造してこれを割引に出して利益を得ようと考え、自ら不正に作成したE社の振出しに係る約束手形1通を割引依頼のためにFに呈示したが、Fは、既に上記約束手形が偽造であることを甲の友人Gから聞いて知っていたため、割引依頼を断った。(偽造有価証券行使罪)[27]

〔第20問〕(配点：3)

次の【見解】 ないし に従って、後記の【記述】アないしウについて正誤を検討した場合、後記1から5までのうち、正しいものはどれか。(解答欄は、[28])

【見 解】

- ・ 行為者が正当防衛に当たる事実があると誤信した場合には故意が否定され、過失犯が成立し得るにとどまる。違法性の意識の有無は故意の成立とは無関係であるが、違法性の意識の可能性がなければ、責任を肯定することはできない。
- ・ 行為者が正当防衛に当たる事実があると誤信した場合には故意が否定され、過失犯が成立し得るにとどまる。違法性の意識は故意の要件であり、違法性の意識が認められない場合には故意が否定される。
- ・ 行為者が正当防衛に当たる事実があると誤信した場合であっても、故意は否定されないが、誤信についてやむを得ない事情があった場合には責任が否定される。違法性の意識の有無は故意の成立とは無関係であるが、違法性の意識の可能性がなければ、責任を肯定することはできない。

【記 述】

- ア. 行為者は、実際には正当防衛に該当する事実が存在しないのに、これが存在すると誤信した。この誤信にやむを得ない理由があった場合、行為者に犯罪は成立しない。
- イ. 行為者は、実際には正当防衛に該当する事実が存在しないのに、これが存在すると誤信した。この誤信が不注意によるものであった場合、行為者に故意犯は成立せず、過失犯が成立し得る。
- ウ. 行為者は、事実に関する誤信はなかったものの、正当防衛の成立要件について誤解していたため、正当防衛が成立しないのに、成立すると誤信した。この誤信にやむを得ない理由があっ

たとはいえない場合，行為者に故意犯は成立しない。

1. 【見解】 に従うと，【記述】アは誤りである。
2. 【見解】 に従うと，【記述】ウは正しい。
3. 【見解】 に従うと，【記述】イは誤りである。
4. 【見解】 に従うと，【記述】ウは正しい。
5. 【見解】 に従うと，【記述】アは誤りである。

〔第21問〕(配点：4)

後記【文章】は、捜査の端緒について述べたものである。これを読んで、次の【小問1】及び【小問2】に答えなさい。

【小問1】

【文章】中の から までの()内に入る適切な語句を後記【語句群】から一つずつ選び出し、 から の順に並べた場合、正しいものは、後記【小問1の選択肢群】の1から6までのうちどれか。なお、同じ数字の()内には同じ語句が入るものとする。(解答欄は、[29])

【小問2】

【文章】中の(ア)から(オ)までの下線部分の各記述のうち、正しいものの組合せは、後記【小問2の選択肢群】の1から5までのうちどれか。(解答欄は、[30])

【文章】

刑事訴訟法第189条第2項は、「司法警察職員は、()があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとする。」と定めている。この()があると思料するに至った原因を捜査の端緒という。刑事訴訟法は、捜査の端緒として、現行犯逮捕、()、告訴、告発、請求及び自首を挙げているが、捜査の端緒をこれらに制限しているわけではなく、被害者又は第三者の申告、警察官職務執行法第2条第1項の定める()のほか、新聞、雑誌、投書など、いやしくも()に関係ありと認められる事由がある限り、(ア)広く社会の諸事象から捜査の端緒を得ることが許される。

そのうちの()とは、人の死亡が()に起因するかどうかを判断するため、五官の作用により死体の状況を見分する処分をいい、捜査前の処分であって、捜査そのものではない。(イ)これを行うに当たっては、令状なくして住居内の捜索・検証にわたる処分は行えないものの、死因の確認のためには、注射器を用いて体内から血液を採取したり、腹部等を切開することもできる。また、刑事訴訟法第229条第1項において、「変死者又は変死の疑のある死体があるときは、その所在地を管轄する地方検察庁又は区検察庁の検察官は、()をしなければならない。」とされているが、検察官は、いわゆる代行()として()に()させることもできる。

次に、告訴とは、()の被害者その他一定の者が、捜査機関に対して、()事実を申告し、その訴追を求める意思表示である。告訴の方式については、告訴の受理権者である()にしなければならない、(ウ)一定の親告罪で定められている告訴期間との関係で、その告訴がなされた日付を特定する必要があるため、口頭による告訴は認められておらず、書面で行なければならないとされている。また、(エ)告訴は、被害者の訴追を求める意思表示を確認する必要があるため、被害者本人が告訴しなければならない、被害者の代理人により告訴をすることはできない。なお、(オ)被害者が死亡するなどして親告罪について告訴をすることができる者がいない場合には、検察官は、利害関係人の申立てにより告訴をすることができる者を指定することができる。

【語句群】

- | | | | |
|---------------|-------|-----------------|---------|
| a. 職務質問 | b. 事件 | c. 医師 | d. 任意同行 |
| e. 司法巡査 | f. 検視 | g. 検察事務官又は司法警察員 | h. 解剖 |
| i. 検察官又は司法警察員 | j. 犯罪 | | |

【小問1の選択肢群】

- | | | |
|--------------|--------------|--------------|
| 1. j f a g i | 2. b f a g e | 3. b h d c e |
| 4. j h d c i | 5. j f a c i | 6. b h d g e |

【小問2の選択肢群】

- | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 1. ア ウ | 2. ア オ | 3. イ エ | 4. ウ エ | 5. イ オ |
|--------|--------|--------|--------|--------|

〔第22問〕(配点：2)

勾留に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものはどれか。(解答欄は、[31])

1. 刑事訴訟法第60条第1項第2号に定める「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき」の「罪証」とは、犯罪の成否に関する証拠を意味するので、犯罪の成立自体については、既に証拠が収集されていて証拠隠滅の余地がなく、犯罪の動機に関する証拠にのみ隠滅のおそれがある場合には、同号の要件を満たすことはない。
2. 被疑者の勾留の期間は、勾留の請求をした日から10日間であるが、裁判官は、やむを得ない事由があると認めるときは、検察官の請求により、1回に限り、その期間を延長することができる。
3. 検察官は、逮捕勾留されていない被疑者について公訴を提起する際、勾留請求権に基づいて、裁判官にその勾留を請求することができる。
4. 第一審裁判所が犯罪の証明がないことを理由として無罪の判決を言い渡した場合であっても、控訴裁判所は、記録等の調査により、前記無罪判決の理由の検討を経た上でもなお罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、勾留の理由があり、かつ、控訴審における適正、迅速な審理のためにも勾留の必要性があると認める限り、その審理の段階を問わず、被告人を勾留することができる。
5. 少年の刑事事件については、その健全な育成を期するという見地から、定まった住居を有する少年の被疑者を勾留することはできない。

〔第23問〕(配点：3)

次の1から5までの【見解】は、令状によらない差押え等を規定した刑事訴訟法第220条第1項の「逮捕する場合」の解釈に関するものである。後記【発言】は、学生AないしEが、1から5までのいずれかの【見解】を採って、ほかの学生の【見解】について発言したものである。学生AないしEの【見解】は、それぞれ1から5までのうちどれか。なお、同じ【見解】を採っている学生は存しない。(解答欄は、学生Aの見解につき〔 32〕, 学生Bの見解につき〔 33〕, 学生Cの見解につき〔 34〕, 学生Dの見解につき〔 35〕, 学生Eの見解につき〔 36〕)

【見 解】

1. 現実に逮捕したことを要する。
2. 逮捕に着手したことを要するが、逮捕に成功したかどうかは問わない。
3. 被疑者が現場に存在し、直ちに逮捕に着手し得る状態にあることを要する。
4. 被疑者が現場に存在しなくとも、時間的に接着して逮捕されれば足りる。
5. 被疑者が現場に存在しなくとも、逮捕が見込まれる状態にあれば足り、結果的に逮捕に着手されたかどうかは問わない。

【発 言】

学生A. C君の見解は、判例の立場と同じだけれど、それでは、事後的な逮捕の成否により捜索差押えの適法性が左右されることになり、不合理だ。

学生B. D君の見解は、私の見解と同様に基準が明確になり、濫用防止に優れている点は理解できるが、刑事訴訟法が「逮捕した場合」ではなく、「逮捕する場合」と規定している文理から離れているという問題がある。

学生C. E君の見解は、被疑者がいないまま、結局、最後まで逮捕に着手しなかった場合であっても、「逮捕する場合」に当たるということになるので、文理から離れすぎていて妥当でない。

学生D. A君の見解は、逮捕の着手すらない時点から無令状の捜索差押えができることになり、不当だ。

学生E. B君の見解は、逮捕の着手に先立って、被疑者らによる証拠の破壊等を防止する必要性が生じることもあるという捜査の実情に対する配慮が欠けていて、硬直的な見解である。

〔第24問〕(配点：3)

次の から までの【見解】は、実体法上一罪の関係にある数個の可罰的行為の逮捕勾留に関する考え方を述べたものである。これらの【見解】のいずれかを前提に、後記【事例】における逮捕勾留の適法性について述べた後記アからカまでの【記述】のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。なお、「常習特殊窃盗」とは、盗犯等の防止及び処分に関する法律第2条違反の罪をいう。(解答欄は、[37])

【見 解】

- ．一罪の範囲では、1回の逮捕勾留しか許されない。
- ．勾留の裁判の時点において同時に裁判することが可能であった一罪の範囲では、1回の逮捕勾留しか許されない。
- ．現実に実行された個々の可罰的行為ごとに1回の逮捕勾留が許される。

【事 例】

甲は、平成 年3月15日(事件)と4月1日(事件)に、それぞれ財物を窃取したところ、 事件について、4月10日に逮捕され、4月12日に勾留された後、5月1日、常習特殊窃盗の罪で起訴された。甲は、同事件の公判中に保釈されたが、保釈中の5月20日(事件)に財物を窃取した。 事件及び 事件は、5月1日に起訴された 事件と実体法上一罪の関係にある。捜査機関は、6月1日、 事件及び 事件について甲の逮捕勾留を検討している。

【記 述】

- ア. の考え方に立ったとき、 事件について逮捕勾留することは、許されることがある。
- イ. の考え方に立ったとき、 事件について逮捕勾留することは、常に許される。
- ウ. の考え方に立ったとき、 事件について逮捕勾留することは、常に許される。
- エ. の考え方に立ったとき、 事件について逮捕勾留することは、常に許される。
- オ. の考え方に立ったとき、 事件について逮捕勾留することは、常に許される。
- カ. の考え方に立ったとき、 事件について逮捕勾留することは、許されないことがある。

1. ア イ 2. イ ウ 3. ウ エ 4. エ オ 5. エ カ

(参照条文) 盗犯等の防止及び処分に関する法律

第二条 常習トシテ左ノ各号ノ方法ニ依リ刑法第二百三十五条、第二百三十六条、第二百三十八条若八第二百三十九条ノ罪又八其ノ未遂罪ヲ犯シタル者ニ対シ窃盗ヲ以テ論ズベキトキ八三年以上、強盗ヲ以テ論ズベキトキ八七年以上ノ有期懲役ニ処ス

一 兇器ヲ携帯シテ犯シタルトキ

二 二人以上現場ニ於テ共同シテ犯シタルトキ

三 門戸牆壁等ヲ踰越損壊シ又八鎖鑰ヲ開キ人ノ住居又八人ノ看守スル邸宅、建造物若八艦船ニ侵入シテ犯シタルトキ

四 夜間人ノ住居又八人ノ看守スル邸宅、建造物若八艦船ニ侵入シテ犯シタルトキ

〔第25問〕(配点：3)

刑事訴訟法第39条第3項は、「検察官、検察事務官又は司法警察職員(中略)は、捜査のため必要があるときは、公訴の提起前に限り、第1項の接見又は授受に関し、その日時、場所及び時間を指定することができる。但し、その指定は、被疑者が防禦の準備をする権利を不当に制限するようなものであつてはならない。」と規定する。この規定に関する次のアからオまでの各記述について、判例に照らして正しいものの組合せは、後記1から8までのうちどれか。(解答欄は、[38])

ア. 勾留中の被疑者の弁護人から接見の申出を受けた司法警察職員が、接見のための日時等の指定につき権限のある捜査機関である検察官に連絡し、それに対する具体的措置について指示を受ける等の手続を採る間、弁護人を待機させることは、合理的な範囲内にとどまる限り許される。

イ. 捜査機関が弁護人から接見の申出を受けた時点において、現に被疑者の身柄を用いていない場合は、間近い時に被疑者を立ち合わせて実況見分を行う確実な予定があり、弁護人の申出に沿った接見を認めたのでは実況見分を予定どおりに開始できなくなるおそれがあるとしても、同条第3項にいう「捜査のため必要があるとき」に当たるとはならない。

ウ. 起訴後勾留中の被告人が、同時に余罪の被疑者として逮捕又は勾留中であり、その余罪について、同条第3項にいう「捜査のため必要があるとき」に当たる場合は、被告事件について防御権の不当な制限にわたらない限り、捜査機関は、被告人と被告事件の弁護人との接見に関し、その日時等を指定することが許される。

エ. 捜査機関が被疑者と弁護人との接見の日時等を指定する場合、その方法は、捜査機関の合理的裁量にゆだねられるが、弁護人に対する書面の交付による方法は許されない。

オ. 弁護人を選任することができる者の依頼により弁護人となる者と被疑者との逮捕直後の初回の接見は、これを速やかに行うことが被疑者の防御の準備のために特に重要であるから、捜査機関は、同条第3項にいう「捜査のため必要があるとき」に当たる場合であっても、接見の日時等を指定することが許されることはない。

1. ア イ 2. ア ウ 3. ア エ 4. イ ウ
5. イ オ 6. ウ エ 7. ウ オ 8. エ オ

〔第26問〕(配点：2)

起訴状一本主義に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものは幾つあるか。後記1から6までのうちから選びなさい。(解答欄は、[39])

ア. 起訴状一本主義は、裁判官が被告人の罪責について予断を抱くことなく第一回公判期日に臨んで初めて「公平な裁判所」の理念が実現されるという考えに基づくものであるので、当事者主義とは無関係である。

イ. 公訴事実中の被告人の前科の記載は、裁判官に事件につき予断を生ぜしめるおそれのある事項に該当するので、前科を誇示してした恐喝などのように前科が犯罪の実行行為の一部となっている場合であっても、公訴事実中に前科を記載することは許されない。

ウ. 恐喝の手段として送付された脅迫状の全文を恐喝罪の公訴事実中に引用するのは、起訴状一本主義に反する証拠の引用に該当するので許されることはない。

エ. 起訴状には、裁判官に事件につき予断を生ぜしめるおそれのある書類その他の物を添付してはならないとされているので、略式命令を請求する場合に、その請求と同時に検察官が立証に必要があると思料する書類を裁判所に差し出すことは許されない。

オ. 起訴状には、裁判官に事件につき予断を生ぜしめるおそれのある書類その他の物を添付することを禁止しているので、検察官が被告人を勾留中のまま公訴提起する際に、起訴状の提出と同時に、被告人の逮捕状や勾留状をその裁判所の裁判官に差し出すことは許されない。

1. 0個 2. 1個 3. 2個 4. 3個 5. 4個 6. 5個

〔第27問〕(配点：3)

次の から までの【見解】は、被告人の特定に関する基準について述べたものである。これらの【見解】のいずれかを前提に、後記【事例】について、検察官から刑の執行猶予の言渡しの取消しを請求された裁判所の採るべき対応として正しいものは、後記1から6までのうちどれか。(解答欄は、[40])

【見 解】

- ・ 検察官が実際に起訴しようとした者が、だれであるかを基準とする。
- ・ 起訴状に被告人として氏名を表示された者が、だれであるかを基準とする。
- ・ 現に公判廷において被告人として行動した者が、だれであるかを基準とする。

【事 例】

甲は、強盗罪で懲役刑の実刑判決を受けて刑務所に服役し、その刑の執行を終えた。その後、甲は、無銭飲食による詐欺事件(事件)を起こして逮捕勾留されたが、その際、身上等を知る乙の氏名等を詐称したため、検察官は、乙の氏名等を詐称している甲を犯人と考慮して、その勾留中に、起訴状の被告人を乙と表示して詐欺罪で起訴した。裁判所は、乙の氏名等を詐称している甲を公判期日に出頭させて審理した上、懲役刑に処するとともに、その刑の執行を猶予する旨の判決を宣告し、同判決は確定した。

さらに、甲は、自動車運転による業務上過失傷害事件(事件)を起こして身柄不拘束で警察官の取調べを受けたが、その際、身上等を知る丙の氏名等を詐称した。甲から打ち明けられて事情を知った丙が、甲に代わって検察庁に出頭し検察官の取調べを受けたため、検察官は、丙を犯人と考慮して、在宅のまま、起訴状の被告人を丙と表示して業務上過失傷害罪で起訴した。裁判所は、丙を公判期日に出頭させて審理した上、禁錮刑に処するとともに、その刑の執行を猶予する旨の判決を宣告し、同判決は確定した。

その後、甲は、窃盗事件を起こして現行犯逮捕され、同事件の逮捕勾留中も身上等を知る丁の氏名を詐称したものの、甲を取り調べた検察官が、その供述内容に不審を抱き捜査を遂げた結果、現在勾留中の被疑者は甲であること、甲は 事件では乙の氏名等を詐称し、 事件では丙の氏名等を詐称していたこと及びいずれの事件の判決の宣告も前記強盗罪の刑の執行を終わった日から5年を経えていなかったことが判明した。このため、検察官は、裁判所に対し、刑法第26条第3号により、甲に執行猶予の必要的取消事由が存することを理由に、 事件及び 事件における刑の執行猶予の言渡しの取消しを請求した。

1. の考え方に立てば、 事件は請求を却下し、 事件は執行猶予を取り消すべきである。
2. の考え方に立てば、 事件及び 事件とも請求を却下すべきである。
3. の考え方に立てば、 事件は執行猶予を取り消し、 事件は請求を却下すべきである。
4. の考え方に立てば、 事件及び 事件とも執行猶予を取り消すべきである。
5. の考え方に立てば、 事件は執行猶予を取り消し、 事件は請求を却下すべきである。
6. の考え方に立てば、 事件及び 事件とも執行猶予を取り消すべきである。

〔第28問〕(配点：2)

公判前整理手続に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。(解答欄は、[41])

1. 裁判所は、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うため必要があると認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いて、第一回公判期日前に、決定で、事件の争点及び証拠を整理するための公判準備として、事件を公判前整理手続に付することができる。
2. 公判前整理手続においては、被告人に弁護人がなければその手続を行うことができないので、被告人に弁護人がないときは、裁判長は、職権で弁護人を付さなければならない。
3. 公判前整理手続は、受訴裁判所が主宰して行うこととされている。

4. 公判前整理手続は、その後の公判における審理や証拠調べの在り方を決定付けるものであるため、公開の法廷で行わなければならない。
5. 公判前整理手続に付された事件については、検察官及び被告人又は弁護人は、やむを得ない事由によって公判前整理手続において請求することができなかったものを除き、当該公判前整理手続が終わった後には、証拠調べを請求することができない。

〔第29問〕(配点：3)

次のアからカまでの各記述は、第一審の公判期日における手続であるが、そのうち冒頭手続において行われるものを選び出した上、その進行順序に従って並べた場合、正しいものは、後記1から8までのうちどれか。(解答欄は、[42])

- ア. 裁判長が、被告人及び弁護人に対し、被告事件について陳述する機会を与える。
- イ. 検察官が、起訴状を朗読する。
- ウ. 検察官が、事件の審判に必要と認めるすべての証拠の取調べを請求する。
- エ. 裁判長が、被告人に対し、その人違いでないことを確かめるに足りる事項を問う。
- オ. 裁判長が、被告人に対し、終始沈黙し、又は個々の質問に対し陳述を拒むことができる旨その他裁判所の規則で定める被告人の権利を保護するため必要な事項を告げる。
- カ. 検察官が、冒頭陳述を行う。

- | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1. イエオア | 2. エイオカ | 3. オイアカ | 4. エイオア | 5. オイカウ |
| 6. エオイア | 7. オエイア | 8. オエイカ | | |

〔第30問〕(配点：3)

次の【事例】における【Wの証人尋問】中の(ア)から(エ)までの下線部分にそれぞれ対応する後記アからエまでの【記述】のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[43])

【事例】

甲は、Vに暴行を加えて傷害を負わせ、犯行現場から逃走したが、通りすがりのプロカメラマンWがその犯行を目撃し、携帯していたカメラでそれを写真撮影した。そのため甲の氏名等が判明し、甲は、Vを被害者とする傷害事件で公判請求された。

甲は、第一回公判期日において、「公訴事実記載の日時に現場に行ったことはないし、Vに暴力を振るったこともない。」旨述べて犯行を否認した。

検察官は、その他の証拠とともに、弁護人に開示済みの本件犯行目撃状況等に関するWの司法警察員に対する供述調書及びW撮影に係る写真7枚を添付した司法警察員作成の捜査報告書を証拠調べ請求した。

これに対し、甲の弁護人は、前記及びの証拠について不同意の意見を述べたが、Wが当時カメラを携帯していた事実については争わない旨述べた。

そこで、検察官は、立証趣旨を「本件犯行目撃状況及び前記写真の撮影状況」として、Wの証人尋問を請求し、裁判所の採用決定を経て、次のとおりWの証人尋問を行った。なお、同証人尋問の段階では、前記の証拠採用決定及び証拠調べはなされていない。

【Wの証人尋問】

検察官。(ア)あなたは、プロのカメラマンをしていますね。

W. はい。

検察官. あなたは、本件犯行の日時である平成 年 月 日午前 時ころ、どこにいましたか。

W. 仕事に行く途中に、事件の現場を通り掛かりました。

検察官。(イ)その時、あなたは、カメラを携帯していましたね。

W. はい。仕事で必要ですから。

検察官. あなたが現場を通り掛かったとき、何か見ましたか。

W. 後に警察で名前を聞いて知ったVが暴力を振るわれているのを見ました。

検察官. その時、あなたは、どの地点にいましたか。

W. 交差点の南側の信号機のそばです。

検察官. その時、Vはどこにいましたか。

W. 私がいたところから30メートルほど南側の歩道上で私に背を向けて立っていました。

検察官。(ウ)では、その時、甲はその歩道上のどこにいましたか。

W. Vの正面に立っていました。

(中略)

検察官. あなたは、甲がVに暴力を振るっているのを見て、どうしましたか。

W. とっさに、カメラを取り出して、その様子を写真に撮りました。

検察官. その後、甲はどうしましたか。

W. 私が写真を撮っていることに気付いた様子で、慌てて、車に乗り込み、走り去りました。

検察官. それを見たあなたはどうしましたか。

W. 逃げた犯人を捕まえるのに役立つと思ったので、その車を写真に撮りました。

検察官。(エ)前記の捜査報告書添付の写真7枚を示します。これらの写真7枚は、あなたが本件現場で撮影したものですか。

W. はい。間違いありません。

(以下省略)

【記述】

ア. この尋問は、主尋問における誘導尋問であるが、証人の身分等で実質的な尋問に入るに先立って明らかにする必要のある準備的な事項に関するものであるので許される。

イ. この尋問は、主尋問における誘導尋問であるので許されない。

ウ. この尋問は、Wが、いまだ甲が現場にいた旨を証言していないのに、甲が現場にいたことを前提としており、誤導尋問と呼ばれる相当でない尋問であるので許されない。

エ. この尋問は、Wに示した写真7枚が、いまだ証拠調べを終えていないものであるので許されない。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ ウ 4. イ エ 5. ウ エ

〔第31問〕(配点：3)

起訴状記載の公訴事実の特定に関し、裁判所が検察官に対して求釈明する義務を負うのは、訴因の明示に必要な範囲に限られるとの見解がある。次のアからオまでの各記述のうち、この見解と矛盾するものの組合せとして正しいものは、後記1から6までのうちどれか。(解答欄は、[44])

ア. 訴因の明示に欠けるところはないが、裁判所として被告人の防御の観点から明らかにすることが重要であると考える事項について、裁判所が検察官に求釈明することができる。

イ. 裁判所が求釈明義務に基づいて検察官に対して求釈明したにもかかわらず、検察官がこれに応じない場合は、当事者主義を採る現行法の下では、公訴棄却の判決をせず、そのまま次の手続に進むしかない。

ウ. 裁判所が求釈明義務に基づいて検察官に対して求釈明し、検察官がこれに応じて釈明した場合、検察官が釈明した内容が当然に訴因の内容となるとは限らない。

エ. 裁判所は、訴因の明示にとって補正が必要な事項については、弁護士から求釈明要求がない場合であっても、自ら検察官に対して求釈明しなければならない。

オ. 裁判所は、求釈明する必要がないと考える事項について、弁護士から求釈明要求があった場合、一応、検察官に対して、任意に釈明に応じるかどうかを打診し、検察官がこれに応ずれば釈明を許すことができる。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ ウ 4. イ エ 5. ウ エ 6. エ オ

〔第32問〕(配点：2)

刑事訴訟法第89条の必要的保釈(権利保釈)に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。(解答欄は、[45])

1. 殺人罪で公訴を提起され、同罪で勾留中の被告人甲が保釈を請求した場合、裁判所は、同条による保釈を許可することはできない。

2. 傷害罪で公訴を提起され、同罪で勾留中の被告人甲が保釈を請求したが、甲に殺人罪で有期懲役刑の実刑判決を受けた前科がある場合、裁判所は、同条による保釈を許可することはできない。

3. 傷害罪で公訴を提起され、同罪で勾留中の被告人甲が保釈を請求したが、甲に逃亡すると疑うに足りる相当な理由がある場合、裁判所は、同条による保釈を許可することはできない。

4. 被害者を乙とする傷害罪で公訴を提起され、同罪で勾留中の被告人甲が保釈を請求したが、甲に乙を畏怖させる行為をすると疑うに足りる相当な理由がある場合、裁判所は、同条による保釈を許可することはできない。

5. 傷害罪で公訴を提起され、同罪で勾留中の被告人甲が保釈を請求したが、甲が定まった住居を有しない場合、裁判所は、同条による保釈を許可することはできない。

〔第33問〕(配点：2)

検察官の面前における供述を録取した書面についての刑事訴訟法第321条第1項第2号に関する次の1から5までの各記述のうち、判例に照らして正しいものはどれか。(解答欄は、[46])

1. 共同被告人は、被告人との関係においては、被告人以外の者であって、被害者その他の純然たる証人とその本質を異にするものではないから、共同被告人の検察官に対する供述調書は、同号にいう「検察官の面前における供述を録取した書面」に当たる。
2. 証人が公判廷において証言を拒絶した場合は、同号前段の「公判準備若しくは公判期日において供述することができないとき」に当たらない。
3. 既に公判期日において証人として尋問された者に対し、検察官が、後の公判期日に提出することを予定して、その尋問内容と同一事項につき取り調べて作成した供述調書は、その後の公判期日において、その者が前記供述調書の内容と相反する供述をしても、同号後段にいう「前の供述」に当たらない。
4. 退去強制によって出国した外国人の検察官に対する供述調書については、同号前段のその供述者が「国外にいる」という要件を満たすので、常に、事実認定の証拠として許容される。
5. 同号ただし書の「前の供述を信用すべき特別の情況」は、供述がなされた際の外部的な事情のみを判断資料とすべきであり、この「特別の情況」を推知させる事由として、その供述内容を考慮することはできない。

〔第34問〕(配点：3)

次の【事例】における実況見分調書が、立証趣旨を「犯行現場の状況」として、その証拠調べを請求され、刑事訴訟法第321条第3項による書面として証拠調べされた場合、後記アからオまでの【記述】のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[47])

【事例】

甲は、午後6時30分ころ、X交差点において、自動車を運転中に交通事故を起こして被害者を死亡させた。司法警察員Kは、甲を被疑者とする業務上過失致死被疑事件について、犯行現場の状況を明らかにするために、同現場において、事故直後の午後7時から40分間にわたり、甲を立ち会わせて実況見分を行った。Kは、その後、その経過と結果を正確に記載した実況見分調書を作成した。この実況見分調書には、次の(a)から(e)までの各記載があり、現場見取図が添付されているが、甲の署名押印はない。

- (a). 甲は、同現場交差点南側の街灯を指さして「事故当時、この街灯は点灯していませんでした。」と説明した。
- (b). 甲は、「私が被害者を初めて発見した場所は 地点でした。その時、被害者が立っていた場所は 地点でした。」と説明した。
- (c). Kが、 地点と 地点の間の距離を測定したところ、10.7メートルであった。
- (d). Kが、 地点の運転席に着席した甲の目の高さに見線を置き、 地点方向を見たところ、道路脇に設置された看板の陰になって、 地点の路面は見えなかったが、高さ80センチメートルを超える部分は見えた。
- (e). 実況見分を実施している間、本件現場付近の人通りは多かった。

【記述】

- ア. この実況見分調書中の(a)の記載を、当該街灯が事故当時点灯していなかったという事実の認定に用いることができる。
- イ. この実況見分調書中の(b)の記載を、甲が初めて被害者を発見したときに、被害者は 地点に立っていたという事実の認定に用いることができる。
- ウ. この実況見分調書中の(b)及び(c)の記載を、甲が初めて被害者を発見した場所として指示した地点とその際に被害者が立っていた場所として指示した地点の間の距離が10.7メ

ートルであるという事実の認定に用いることができる。

エ. この実況見分調書中の (d) の記載を, 地点の運転席に着席していた甲からは 地点の路面を見通すことができないという事実の認定に用いることはできない。

オ. この実況見分調書中の (e) の記載を, 事故直後の午後 7 時から 4 0 分間, 本件現場付近の人通りは多かったという事実の認定に用いることができる。

1. ア イ 2. イ ウ 3. イ エ 4. ウ エ 5. ウ オ

[第35問] (配点 : 3)

憲法第 3 8 条第 2 項は, 「強制, 拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は, これを証拠とすることができない。」とし, 刑事訴訟法第 3 1 9 条第 1 項は, 「強制, 拷問又は脅迫による自白, 不当に長く抑留又は拘禁された後の自白その他任意にされたものでない疑のある自白は, これを証拠とすることができない。」として, 一定の自白について証拠能力を否定している (自白法則)。これに関する次の【会話】中の から までの () 内に入る適切な記述を後記【記述】から一つずつ選び出し, から の順に並べた場合, 正しいものは, 後記 1 から 5 までのうちどれか。なお, 同じ記述は 1 回しか用いてはならない。(解答欄は, [48])

【会 話】

学生 A. 任意性に疑いのある自白の証拠能力を否定する根拠について, 私は, 内容が虚偽のおそれがあり, その信用性に乏しいからであると考えます。この考えでは, 自白を証拠とすることができるかどうかの基準は, () ということになると考えます。

学生 B. A 君の考えでは, 任意性に疑いのある自白について, () という問題があるのではないですか。私は, その根拠について, 憲法第 3 8 条第 1 項の黙秘権の保障を担保するためであると考えます。この考えでは, 自白を証拠とすることができるかどうかの基準は, () ということになると考えます。

学生 C. しかし, B 君の考えでは, () という問題があると思います。そこで, 私は, その根拠は, 手段の適法性を担保するためであると考えます。この考えでは, 自白を証拠とすることができるかどうかの基準は, () ということになると考えます。

学生 A. 確かに, C 君の考えでは, その基準を客観化できるようにも思いますが, () という問題は残るのではないですか。そうすると, 結局は, どれか一つの考えを根拠とするのではなく, これら三つの考えを複合的に考えることが妥当ということになるのでしょうか。

【記 述】

ア. 公判廷における自白であったか否か

イ. 違法の程度の認定が困難である

ウ. 黙秘権と自白法則を混同している

エ. 反対尋問権の保障に欠ける

オ. 供述の自由の制約があったか否か

カ. 内容が真実であれば自白を証拠にできる

キ. 自白偏重による誤判防止という趣旨と相容れない

ク. 弁護人が取調べに立ち会ったか否か

ケ. 取調方法が違法であったか否か

コ. 虚偽の自白を誘発するおそれがあったか否か

1. アキウケイ 2. コカオエクウ 3. コカオウケイ
4. コイオキケエ 5. クカコウオイ

〔第36問〕(配点：3)

次の【見解】は、自白の補強証拠が必要とされる範囲について述べたものである。【見解】中のとの()内に入る適切な語句を後記【A群】の1から5までのうちから、また、との()内に入る適切な記述を後記【B群】の1から5までのうちから、それぞれ一つずつ選びなさい。なお、同じ数字の()内には、同じ語句又は記述が入るものとする。(解答欄は、からの順に[49]から[52])

【見 解】

犯罪を構成する事実は、一般に、客観的要件事実、主観的要件事実、被告人と犯人との同一性の三つに分けることができる。自白の補強証拠が必要とされる範囲について、犯罪を構成する事実のうち() [49]の全部又は実行行為を含むその主要部分について補強証拠が必要とする学説がある。これは、() [49]以外的事実については、自白以外の証拠が存在しない場合が少なくないことも考慮し、明確で実際的な補強の範囲を示そうとしたものといえる。これに対し、判例は、より柔軟に、() [49]のうち、() [50]を保障する程度の範囲の事実について補強証拠が存在すれば足りるとしている。

例えば、貴金属を客体とする盗品有償譲受けの罪について、被告人の全面的な自白と当該貴金属に関する盗難被害届のみが存在し、自白には十分な信用性が認められる場合、前記学説によれば、() [51]ことになる。他方、この場合、判例によれば、() [52]ことになる。

【A 群】

1. 客観的要件事実
2. 主観的要件事実
3. 被告人と犯人との同一性
4. 自白の任意性
5. 自白の真実性

【B 群】

1. 当該貴金属が盗品であることについて補強証拠に欠けるから、有罪とすることは許されない
2. 被告人が当該貴金属が盗品であることを認識していたことについて補強証拠に欠けるから、有罪とすることは許されない
3. 被告人が犯人であることについて補強証拠に欠けるから、有罪とすることは許されない
4. 被告人が当該貴金属を有償で譲り受けたことについて補強証拠に欠けるから、有罪とすることは許されない
5. 自白全体が架空のものでないとの裏付けがあり、補強証拠に欠けるところはないから、有罪とすることが許される

〔第37問〕(配点：2)

次のアからカまでの各記述のうち、免訴の言渡しをしなければならない場合の組合せとして正しいものは、後記1から6までのうちどれか。(解答欄は、[53])

- ア. 殺人罪の訴因について無罪判決が確定した後、被告人の有罪を立証するに十分な新たな証拠が発見されたことから、再度、同一事実につき殺人罪の訴因で起訴がなされたとき
- イ. 強制わいせつ事件の唯一の告訴権者である被害者が告訴を取り消した後、同一事実について強制わいせつ罪の訴因で起訴がなされたとき
- ウ. 起訴がなされた犯罪について、起訴より前に公訴時効が完成していたことが判明したとき
- エ. 公判係属中に、被告人が死亡したとき
- オ. 犯行時に18歳で、いまだ成人に達していない被疑者の刑事事件について、家庭裁判所の刑事処分を相当と認める決定を経ないで起訴がなされたとき
- カ. 公訴の取消し後、犯罪事実につき、新たに重要な証拠が発見されていないにもかかわらず、

公訴の取消しによる公訴棄却の決定が確定した同一事実について起訴がなされたとき

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ エ 4. ウ オ 5. エ カ 6. オ カ

〔第38問〕(配点：2)

控訴審に関する次のアからエまでの各記述につき、正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。(解答欄は、アからエの順に〔 54〕から〔 57〕)

- ア. 判例に照らせば、被告人は、免訴を言い渡した原判決に対し無罪を求めて控訴することができる。〔 54〕
- イ. 控訴裁判所は、原判決の言渡し後に生じた刑の量定に影響を及ぼすべき情状について取り調べることはできない。〔 55〕
- ウ. 簡易裁判所がした刑事に関する第一審の判決に対する控訴については、地方裁判所が裁判権を有する。〔 56〕
- エ. 控訴裁判所は、被告人のみが控訴をした事件では、原判決の刑が著しく軽いと認められても、それより重い刑を言い渡すことはできない。〔 57〕

〔第39問〕(配点：2)

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(以下「通信傍受法」という。)に関する次の1から4までの各記述のうち、誤っているものはどれか。(解答欄は、〔 58〕)

1. 刑事訴訟法では、令状により、差押え、捜索又は検証をすることができる対象犯罪を限定していないが、通信傍受法では、傍受令状で通信の傍受をすることができる対象犯罪を死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役に当たる刑法上の犯罪に限定している。
2. 差押え、捜索又は検証のための令状には、犯罪事実の要旨及び罰条の記載を要しないが、通信傍受法の傍受令状には、被疑事実の要旨及び罰条を記載しなければならない。
3. 刑事訴訟法では、令状により、差押え、捜索又は検証をすることができる要件として「犯罪の捜査をするに必要があるとき」と定められているが、通信傍受法では、傍受令状により、通信の傍受をすることができる要件の一つとして「他の方法によっては、犯人を特定し、又は犯行の状況若しくは内容を明らかにすることが著しく困難であるとき」と定められている。
4. 刑事訴訟法では、裁判官がした検証に関する裁判の取消し又は変更を請求することはできないが、通信傍受法では、裁判官がした通信の傍受に関する裁判の取消し又は変更を請求することができる。